

学 生 便 覧

平成 30 年度
(平成 30 年度入学生版)



福島学院大学大学院
心理学研究科 臨床心理学専攻

目次

福島学院大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の教育

1. 教育研究および人材育成の目的	1
2. 入学者受入れ, 教育課程編成・実施および修了認定・学位授与の方針	2
3. 研究科・専攻の名称及び学位の名称	3
4. 教育課程と履修方法	4
5. 実習	8
6. 修士論文	12
7. 臨床心理士受験資格	17
8. 公認心理師受験資格	19
9. 学生生活	21

規則および規程

福島学院大学大学院規則	23
福島学院大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻履修規程	41
大学院計画履修細則	45
院生懇話会規程	46

福島学院大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻の教育

1. 教育研究および人材育成の目的

<研究科の目的>

本大学院は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力および高度の専門的職業を担うための能力を培うことを目的としています。

(福島学院大学大学院規則第2条)

<教育研究および人材育成の目的>

本大学院心理学研究科は、心理学領域の理論および応用を教授研究し、心の問題の今日的な課題に対応できる、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心理的支援に習熟した人材を育成します。

(福島学院大学大学院規則第7条第1項)

臨床心理学専攻は、病院・学校・企業・施設などの現場において、心理相談、心のケアができる高度な人材の育成を目指すことを目的としています。

(福島学院大学大学院規則第7条第2項)

臨床心理学は、実践を通して「こころ」の諸相を探求・解明し、新しい理論や支援技法を構築する研究領域です。本専攻では、臨床心理学領域の理論及び応用を教授研究し、心の問題の今日的な課題に対応できる高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心理的支援に習熟した人材を育成します。

1) 臨床心理学の今日的課題に対応できる人材の養成

今日では発達障害児の発達・適応支援や成人の社会復帰支援、教育現場での成長・就学支援など、1対1の心理療法だけでは解決しにくい心理的問題が増加し、対応が求められています。そこで、基本的な心理療法の力だけでなく、臨床心理学の今日的課題への支援方法についても学び、実践力を高めます。

2) 専攻分野における研究能力を育てる

臨床心理学では、常に研究的視点を持ちながら個々の事例に対応し、そこから見えてくるものを研究成果としてまとめていくことが進歩へと繋がります。そのために、幅広く深い学識と臨床心理学の研究能力を育てます。

3) 本専攻における達成目標

上記のような人材を養成するためには、どのようなことが身につけばよいのでしょうか。これをまとめたものとして、以下に示す本専攻の達成目標があります。授業等の履修によって、学生のみなさんが身につけるものとして本専攻では以下の5つを達成目標としています。また、達成目標と授業との関連を示すカリキュラムツリーを策定しています。カリキュラムツリーについては、「4. 教育課程と履修方法／2) 履修方法／(4) カリキュラムツリーおよび履修モデル」をご覧ください。

達成目標

- 1) 臨床心理学に関連する基礎的・専門的知識を修得する。
- 2) 対象を多角的・実証的・総合的に理解する視点を持つ。
- 3) 問題の発見および解決の具体的方針を提案できる力を持つ。
- 4) 個別・集団・地域等、様々な臨床的支援の対象に関して、見立ておよび介入できる力を養う。
- 5) 臨床心理学的視点から問題意識を持ち、臨床実践に貢献する研究を実施する力を養う。

2. 入学者受入れ、教育課程編成・実施および修了認定・学位授与の方針

<入学者受入れ方針>

本大学院心理学研究科は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における高度の専門的職業を担うための能力を培うことを目的としています。広く地域に根ざし、自らの高い知識と高度な技能を生かして社会に貢献しようとする人の入学を希望し、各専攻別にアドミッション・ポリシーを次のように定めています。

(臨床心理学専攻)

臨床心理学専攻では、心理的援助の専門家として医療・福祉・教育・司法・産業等の領域で心理相談、心のケアのできる高度な専門職業人養成を目的としています。高度な専門性を発揮するために、公認心理師国家試験受験資格や臨床心理士受験資格の取得を目指している方を求めています。

<教育課程編成・実施方針>

本大学院心理学研究科は、心理学領域の理論および応用を教授研究し、心の問題の今日的な課題に対応できる、高度で専門的な実践能力を養い、心理的支援に習熟した人材の育成を目的としています。

(臨床心理学専攻)

臨床心理学専攻は、様々な現場において、心理相談、心のケアのできる高度な人材を育成することを目的に、公認心理師国家試験受験資格や公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の受験資格証明書付与にかかる必要科目及び単位数を踏まえた教育課程を編成しています。臨床心理学に関連する基礎的・専門的知識を修得し、対象を多角的・実証的・総合的に理解する視点を持ち、問題の発見および解決の具体的方針を提案できる力を養成します。

<修了認定・学位授与の方針>

本大学院心理学研究科は、心理学領域の理論および応用を教授研究し、心の問題の今日的な課題に対応できる、高度で専門的な実践能力及び心理的支援について各専攻の内容を学修したと認められた者に大学院の修了を認め、学位を授与します。

(臨床心理学専攻)

臨床心理学専攻では、必修科目 24 単位、選択科目 10 単位以上、計 34 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査および試験に合格した者に、学長は修了を認定し学位を授与します。

学位の種類： 修士（臨床心理学）

3. 研究科・専攻の名称及び学位の名称

研究科・専攻の名称：心理学研究科臨床心理学専攻

英訳名称：Division of Clinical Psychology,
Graduate School of Psychology< Master's Course >,
Fukushima College

本専攻修了により授与される学位：修士（臨床心理学）

英文表記：Master of Clinical psychology

4. 教育課程と履修方法

1) 教育課程

表 1. 教育課程表

授業科目	単位数		備考	
	必修	選択		
臨床心理学特論 I	2		修了要件は、必修科目 24 単位、選択科目 10 単位以上、計 34 単位以上を修得し、修士論文の審査および試験に合格するものとする。	
臨床心理学特論 II	2			
臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	2			
臨床心理面接特論 II	2			
臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2			
臨床心理査定演習 II	2			
臨床心理基礎実習	2			
臨床心理実習 I (心理実践実習 A)	1			
臨床心理実習 II	1			
心理実践実習 B		5		
心理実践実習 C		4		
心理統計法特論		2		
臨床心理学研究法特論		2		
発達心理学特論		2		} いずれか 2 単位必修
教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)		2		
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2		} いずれか 2 単位必修
職場メンタルヘルス特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)		2		
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2		} この内より 2 単位必修
精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2		
発達障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		2		} いずれか 2 単位必修
心理療法特論		2		
学校臨床心理学特論		2	} いずれか 2 単位必修	
心の健康教育に関する理論と実践		2		
臨床心理課題研究 I	2		課題研究は、研究指導のための科目とする。	
臨床心理課題研究 II	2			
臨床心理課題研究 III	2			
臨床心理課題研究 IV	2			

各授業科目では、単位認定に必要とされる学修時間が定められています。

講義・演習科目では、授業 1 回（以下 1 コマという。1 コマ 90 分）につき、4 時間の授業時間外の学修が求められます。そのため、授業回数 15 コマの授業科目では 60 時間の時間外学修が求められることとなります。授業時間外の学修部分については、各科目のシラバスをご覧ください。

実習科目では、授業時間外の学修の部分は求められませんので、授業時間総数が学修総時間数となっています。

修士論文研究指導のための授業科目である「臨床心理課題研究Ⅰ～Ⅳ」は、時間割外科目として、指導教員の指導を受けながら学生が個々に学修を進めます。

2) 履修方法

(1) 修了に必要な単位数

必修科目 24 単位，選択科目 A～E 群より各 2 単位以上，計 10 単位以上，総計 34 単位以上を修得します。

ただし、心理学系学部・学科を卒業していない者は、上記単位の他に「臨床心理基礎演習」(2 単位)を必修に加えて、計 36 単位以上を修得する必要があります。

(2) 修了要件

修了要件は、計 34 単位以上を修得し、修士論文の審査及び試験に合格することです。

(3) 科目配置と履修制限

基礎的学習から応用的学習，臨床的学習へと学習を積み重ねるために、次の履修に関する条件があります。

【履修に関する条件】

- 1 「心理実践実習 A」および「心理実践実習 B」を履修するためには、「臨床心理学特論Ⅰ」「臨床心理学特論Ⅱ」「発達障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）」「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）」「臨床心理面接特論Ⅱ」「臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）」「臨床心理査定演習Ⅱ」「臨床心理基礎実習」の 8 科目の単位を修得していることが必要です。

- 2 「臨床心理基礎実習」は1年次（計画履修学生は計画期間の前半）に履修してください。
- 3 「心理実践実習C」は1年次（計画履修学生は計画期間の前半）に履修してください。また、「心理実践実習D」については、2年次（計画履修学生については計画期間の後半で第1項の条件を満たした年度）に履修してください。
- 4 臨床心理課題研究については、Ⅰ～Ⅳへと順次履修してください。

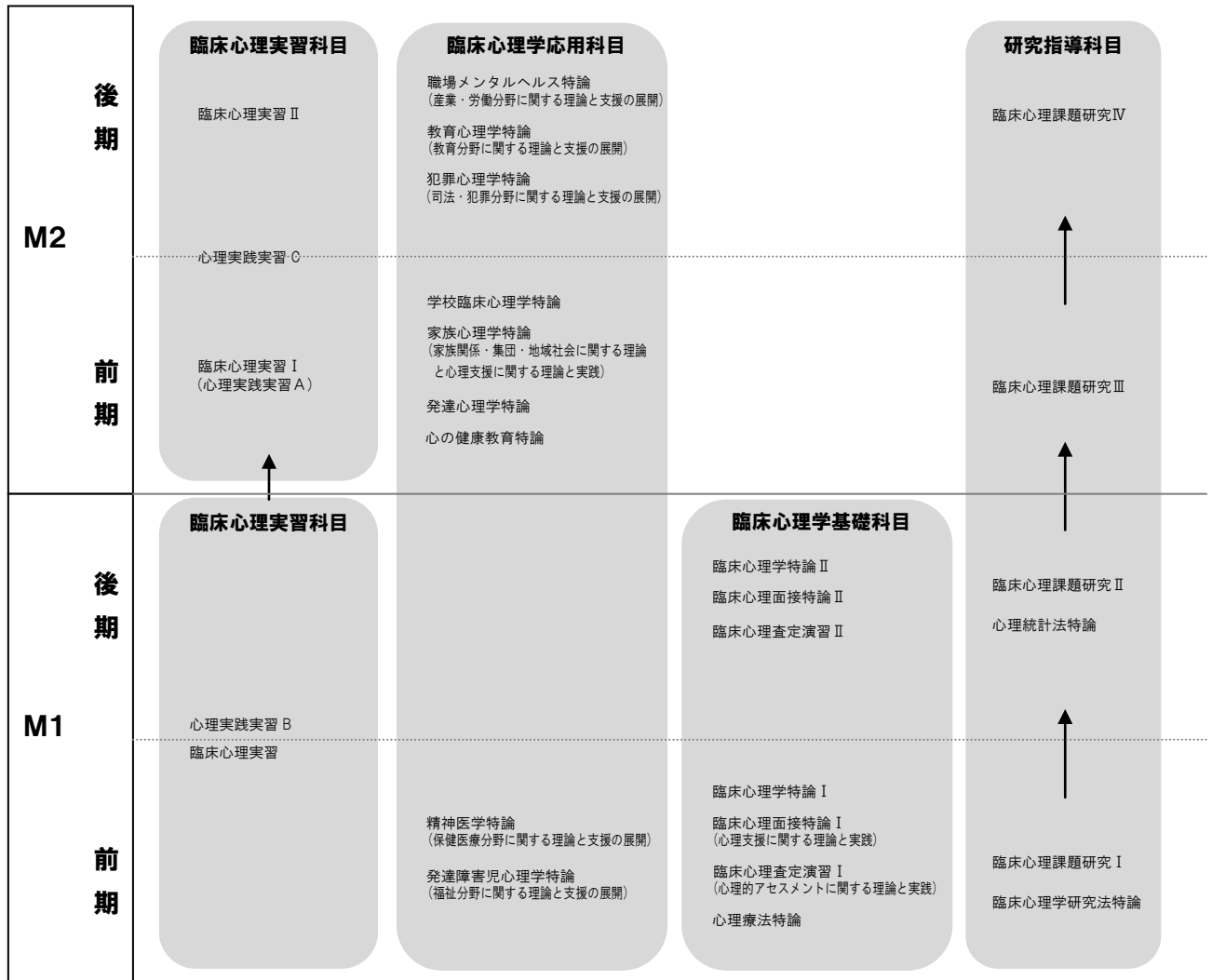
（4）カリキュラムツリー

本学では、学習成果の達成に向けどのような授業科目が連携し、年次配当されているかを示したカリキュラムツリー（表2）を策定しています。カリキュラムツリーを参考に、計画的に授業を履習してください。

表 2 カリキュラムツリー

<p>人材育成の目的</p> <p>心の問題の今日的な課題に対応できる、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心理的支援に習熟した人材を育成する。</p>	
<p>到達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理学に関連する基礎的・専門的知識を修得する。 ・対象を多角的・実証的・総合的に理解する視点を持つ。 ・問題の発見および解決の具体的方針を提案できる力を持つ。 ・個別・集団・地域等、様々な臨床的支援の対象に関して、見立ておよび介入できる力を養う。 	<p>到達目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理学的視点から問題意識を持ち、臨床実践に貢献する研究を実施する力を養う。

修士論文審査



5. 実習

「臨床心理基礎実習」, 「臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習A)」, 「臨床心理実習Ⅱ」, 「心理実践実習B」, 「心理実践実習C」があり, これに併せてケース・カンファレンスが実施されます。平成30年度は「臨床心理基礎実習」「心理実践実習B」が開講されます。

実習は大学院附属施設である心理臨床相談センターでの実習 (学内実習) と学外協力施設での実習 (学外実習) があります。学外実習にかかる実習費及び交通費等は, 実習生の実費負担となります。

『臨床心理基礎実習』

【概要】本科目は臨床心理士受験資格にかかる実習科目です。

前期) ケースの見立てやセラピーの展開についてモデルケースを題材に検討します。また、カウンセリングを実施するにあたっての基本技術についても実習によって学びます。

後期) 大学院附属心理臨床相談センターにおいて、教員が実施する相談に陪席し、面接の記録を作成します。これをもとに、ケースの見立てに関するディスカッションを行います。

【授業担当者】

前期: 岸良範教授, 佐藤佑貴准教授

後期: 杉山雅彦教授, 渡部敦子准教授

履修者を等分に2グループに分け, 各グループを教員がそれぞれ担当し, 授業を同時並行して展開します。なお, グループ分けは授業担当者が行います。

『心理実践実習B』

【概要】本科目は公認心理師受験資格にかかる実習科目です。

前期) 見学 (陪席) を中心とした実習です。学内実習と学外実習があり、学内実習では大学院附属心理臨床相談センターにおいて教員が実施する相談に陪席します。学外実習では、医療・福祉・司法領域の学外協力機関において見学実習 (各機関1日) を行います。

後期) 前期に本実習において見学した学外協力機関 (福祉および司法領域) において10日間程度のケース担当実習を行います。

【授業担当者】

前期: 杉山雅彦教授, 渡部敦子准教授, 佐藤佑貴准教授, 木村泰博助教

後期: 岸良範教授, 板垣健太郎教授, 杉山雅彦教授, 渡部敦子准教授, 佐藤佑貴准教授, 木村泰博助教

履修者を等分に2グループに分け, 各グループを教員がそれぞれ担当し, 授業を同時並行して展開します。なお, グループ分けは授業担当者が行います。

ケース・カンファレンスについて

ケース・カンファレンスは「臨床心理実習」の一部です。したがって、「臨床心理実習」の授業時間内に実施します。「臨床心理実習」授業内において、年間計 10 回（30 時間）行います。

【概要】

特定の視点に偏らない幅広い視点でクライアントを見ることを学ぶために、各自が実習で担当したケースをまとめ、検討されるべきポイントを提示します。ケース・カンファレンスは演習的内容をもち、各回 1~2 名が担当発表をし、その発表されたケースについて全員で討議を行います。

【意義及び目的】

発表者にとっては以下のような意義及び目的を持ちます。

- ①自分の担当したケースの援助過程をまとめる中で、実際に関わっている時のケース理解にさらなる理解を加える。
- ②討議における他の構成メンバーのケース理解や発表へのコメントから、ケースへの理解を深める。
- ③そしてその全過程によって、クライアントにより良い援助を提供できる臨床の力を身につける。

討議に参加するメンバーにとっては、他者のケースを通して、以下のようなことが可能となることをねらいとします。

- ①客観的にアセスメントできる。
- ②多様な援助の方向性への気づきを持つことができる。
- ③討議で得たことを、自分のケースの援助への力とする。

したがってケース・カンファレンスでは、個人スーパーヴィジョンではなし得ない多様なアセスメントと多様な方向性からの討議により、グループ全体の臨床能力を高める効果も期待されます。

【構成メンバー】

「臨床心理実習」「心理実践実習 B」履修者及び授業担当教員

上記以外の大学院学生及び心理臨床相談センター実習員及び相談員の参加を積極的に認めます。

授業担当教員以外の臨床心理学専攻教員の参加を積極的に認めます。

臨床心理ワークショップについて

「臨床心理基礎実習」「心理実践実習B」における学修を、さらに充実・発展させた授業外の学修の機会として、臨床心理ワークショップを開催します。臨床心理ワークショップは、ケース発表に基づく討議や助言、講義、現場で活躍する修了生からの話題提供とディスカッション、最新の臨床心理学的知見や関連知識に関する研修等で構成されます。

その他、相互研鑽の機会として、心理臨床相談センター実習員及び相談員の参加を積極的に認めます。

【平成 30 年度開催日程】

平成 30 年 9 月 16 日（日）

実習日誌およびケース記録について

陪席、検査、自身が担当する面接すべてにおいて実習には指導が行われます。実習および指導が行われたエビデンスとして記録を**実施回ごとに必ず作成**してください。実習の記録は 4 種類あります。

- | | | |
|---|---|------|
| <ul style="list-style-type: none">① 内部（センター）実習 ケース担当時の記録② 内部（センター）実習 心理検査を担当したときの記録③ 外部実習時に記録するもの④ ケース記録 | } | 実習日誌 |
|---|---|------|

実習日誌には『**実習指導者確認サイン**』欄がありますので、日誌を実習指導教員（SV を受けている先生）に提出し署名をもらってください。実習日誌のデータは院生室パソコンにあります。①および④はファイルをケースごとに 1 冊作成します。②および③は一人あたり 1 冊です。ファイルは心理臨床相談センター事務室で作成しますので、それぞれ必要になったときに、センター事務職員にファイル作成を依頼してください。実習（基礎実習、臨床心理実習、発達障害児援助実習）の授業を取っていない方もセンターで実習をした場合は上記手続きをとってください。

『④ケース記録』は、実習日誌とは異なり、担当したケースの面接記録でセンターに保管されるものです。こちらもケースごとに作成します。『ケース記録』はセンターからの持ち出しはできません。ファイルはセンターで作成しますので実習日誌同様、事務職員に依頼してください。

個人情報の管理について

臨床心理士の倫理綱領においても個人情報の保護は重要であると謳われています。個人情報の漏洩は訴訟につながります。大学院の実習や研究では、個人情報にふれていきます。この点に非常に敏感になっていただき、以下の点を遵守してください。

重要な個人情報にあたるもの

- ・ ケースに関する記録（相談記録、心理検査ローデータおよび結果）
- ・ 研究において収集した個人が特定できるデータ

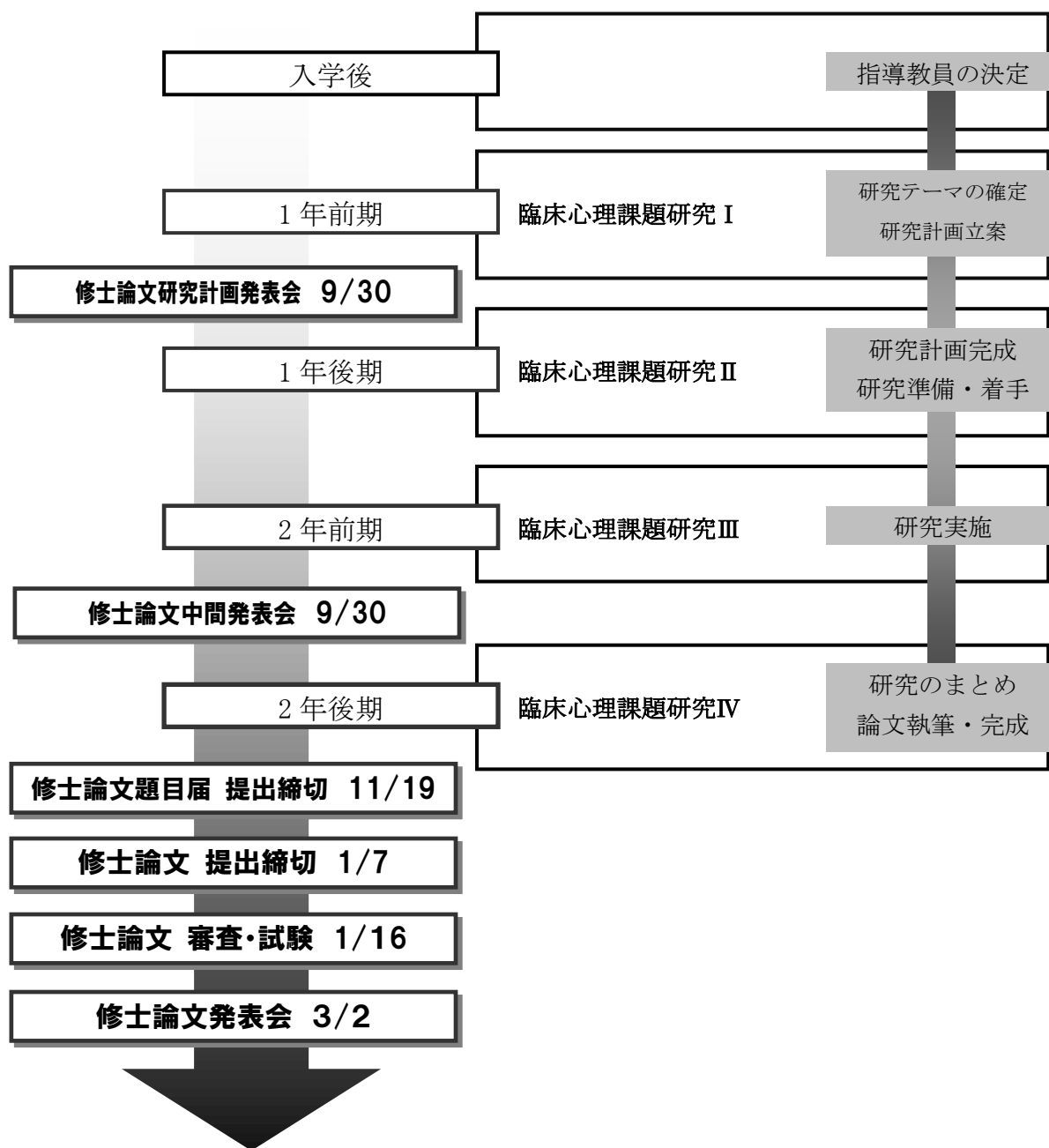
これらの結果や記録そのものは、**心理臨床相談センターおよび院生室以外には持ち出しできません**（＝持ち帰らない）。

6. 修士論文

修士論文は、「臨床心理課題研究Ⅰ～Ⅳ」を通して指導教員の指導を受けながら作成します。「臨床心理課題研究Ⅰ～Ⅳ」それぞれの単位を取得するだけでなく、提出論文の審査，試験に合格することによって提出論文は修士論文として認められます。

研究を進めるにあたって，修士論文研究計画発表会にて進捗状況を発表し，さまざまな観点から助言を受けることができます。

1) 課題研究の流れ



2) 修士論文研究計画発表会

多様な観点からの助言・指導を受け、さらに研究を深め充実させていくための機会として、修士論文研究計画発表会が開催されます。これには臨床心理学専攻の全教員と全学生が参加します。原則として「臨床心理課題研究Ⅰ」の履修者は発表することとなりますので、研究を進めていくための貴重な機会としてご活用ください。

【平成 30 年度開催日程】

平成 30 年 9 月 30 日 (日)

3) 修士論文中間発表会

修士論文の進捗状況を報告し、研究を完成させるための仕上げに向けてのディスカッションを目的として、修士論文中間発表会を開催します。これには臨床心理学専攻の全教員と全学生が参加します。原則として今年度修士論文を提出する予定の学生は発表することとなります。

【平成 30 年度開催日程】

平成 30 年 9 月 30 日 (日)

4) 修士論文題目届

その年度において修士論文を提出し、審査を受ける学生は、修士論文提出に先立って「修士論文題目届」を提出してください。修士論文は、原則としてこの際届け出た題目によって提出するものとします。ただし、どうしても修正が生じる場合には、修士論文提出時に添える「修士論文提出書」(『7) 修士論文提出書』参照)にて変更を明記し、修正後の題目によって提出することを認めます。

提出にあたっては、必ず指導教員の承認印を得てから提出してください。なお、様式の受け取りと提出は、駅前キャンパス事務室(教務担当)にて行ってください。

【平成 30 年度提出締切日時】

平成 30 年 11 月 19 日 (月) 19 : 30

5) 修士論文及び要旨作成様式

(1) 修士論文作成様式

【1】 形式

次のとおり定めます。

- ◆ A4 版縦，片面刷り，余白は上下左右 30mm，横書き 40 字×30 行
- ◆ 印字はワード・プロセッサにて明朝体 11 ポイントを使用する。
- ◆ 本文内図表は原則として図表ごとに 1 頁使用し，中央に配置する。
- ◆ 本文には頁数を付す。

【2】 構成

原則として次のとおり定めます。

- ① 表紙：修士論文題目，所属専攻名，学籍番号，学生氏名，指導教員氏名を記載すること
- ② 目次
- ③ 本文
- ④ 引用文献
- ⑤ 参考文献
- ⑥ 付記・謝辞等
- ⑦ 資料：適宜資料内容を明示すること

(2) 要旨作成様式

次のとおり定めます。

- ◆ A4 版縦，余白は上下左右 30mm，横書き 40 字×30 行
- ◆ 印字はワード・プロセッサにて明朝体 11 ポイントを使用する。
- ◆ 1 行目に「要旨」と明記し，2～4 行目に所属専攻名，学籍番号，学生氏名を記載する。
- ◆ 本文 1, 000 字以内

要旨は，修士論文提出時と次年度の心理臨床相談センター紀要に「修士論文要旨」として掲載するために必要です。修士論文提出時は紙で，年度末にはデータで提出してください。

紀要掲載用要旨提出先：sodan-c@fukushima-college.ac.jp (心理臨床相談センター)

6) 修士論文提出様式

次のとおり定めます。

- ◆審査用 3 部，製本用 1 部の計 4 部を，修士論文表紙と同様の内容を明記した封筒に封入し，厳封の上，提出する。
- ◆審査用 3 部については，2 穴式ファイルにて綴じ，ファイル表紙に修士論文表紙と同様の内容を明記する。
- ◆製本用 1 部については，ファイルに綴じず，穴は開けずにクリップで留めた上で，修士論文表紙と同様の内容を明記した封筒に封入して提出する。
- ◆要旨は，審査用 3 部についてのみ，修士論文表紙の前に綴じ提出する。
- ◆提出された修士論文及び要旨は返却しないが，指導事項が付され再提出となった場合のみ，製本用 1 部を返却する。

7) 修士論文提出書

修士論文提出時に、「修士論文提出書」を添付し，提出してください。「修士論文題目届」に記載した題目から変更が生じた場合には，様式に沿ってその旨明記してください。

提出にあたっては，必ず指導教員の承認印を得た上で提出してください。なお，様式の受け取りと提出は，駅前キャンパス事務室（教務担当）にて行ってください。

【平成 30 年度修士論文及び要旨提出締切日時】

平成 31 年 1 月 7 日（月）19：30

提出先は，駅前キャンパス事務室教務担当となります。

8) 修士論文再提出様式

修士論文審査終了後、指導事項がある場合は、修正の上、下記の通り手続きを行ってください。

- ◆指導事項に示された審査用論文必要部数および製本用 1 部を提出する。
- ◆その他の様式は，修士論文提出様式と同様です。提出書も忘れずに準備をお願いします。

【修士論文再提出締切日時】

平成 31 年 1 月 30 日（水）19：30

提出先は，駅前キャンパス事務室教務担当となります。

9) 修士論文発表会

修士論文を提出し、審査・試験に合格した学生が修士論文の研究内容について発表する修士論文発表会を開催します。これには臨床心理学専攻の全教員と全学生が参加します。発表学生にとっては修士課程における研究の総括の機会とし、さらに参加学生にとっては、自らの研究への刺激を得る機会とします。

【平成 30 年度開催日程】

平成 31 年 3 月 2 日 (土)

10) 大学院生の研究に係るアンケート実施許可願

院生が学内外において研究のためにアンケート（質問紙調査等）を行う際には、「大学院生の研究に係るアンケート実施許可願」によって研究科の許可を得る必要があります。これは、院生の研究活動を研究科が把握し、倫理上の問題等を確認した上で、必要な支援を行うための手続きとなります。許可にあたっては、「大学院生の研究に係るアンケート実施許可書」が交付されますが、交付までには1週間程度の時間がかかりますので、余裕をもって申請してください。

申請にあたっては、必ず指導教員の承認印を得た上で提出してください。なお、様式の受け取りと提出は、駅前キャンパス事務室（教務担当）にて行ってください。

7. 臨床心理士受験資格

本専攻は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会によって第1種指定校としての認定を受けています。修了により臨床心理士受験資格が取得でき、修了後直近に実施される試験を受験することができます。

臨床心理士受験資格を取得希望の方は、以下の点に注意してください。

- ① 日本臨床心理士資格認定協会では、大学院間の単位互換を認めていません。臨床心理士受験資格の取得を希望する場合には、本専攻にて修了に必要な全ての単位数を取得してください。
- ② 修士論文が臨床心理学的研究であることが求められます。テーマ及びその内容について、指導教員の指導を受けてください。

なお、臨床心理士資格試験の受験を希望する場合には、所定の手続きを経て臨床心理士受験資格証明書が交付されます（表3. 臨床心理士受験資格証明書付与にかかる必要科目及び単位数、参照）。

表 3. 臨床心理士受験資格証明書付与にかかる必要科目及び単位数

		授業科目名	単位
必修科目		臨床心理学特論Ⅰ	2単位
		臨床心理学特論Ⅱ	2単位
		臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2単位
		臨床心理面接特論Ⅱ	2単位
		臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2単位
		臨床心理査定演習Ⅱ	2単位
		臨床心理基礎実習	2単位
		臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習A)	1単位
		臨床心理実習Ⅱ	1単位
		小計	16単位
選択必修科目	A群	心理統計法特論	2単位以上
		臨床心理学研究法特論	
	B群	発達心理学特論	2単位以上
		教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	
	C群	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2単位以上
		職場メンタルヘルス特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)			
D群	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2単位以上	
	発達障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		
E群	心理療法特論	2単位以上	
	学校臨床心理学特論		
		小計	10単位以上
		必修・選択必修合計	26単位以上

注1. 必修科目の「特論」「演習」は臨床心理士資格を有する専任の教員が担当するものとする。

注2. 必修科目の「臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習A)・臨床心理実習Ⅱ」は、学内外の実習施設において、実際に受理面接、心理査定、心理面接などを行い、複数の指導教員によるカンファレンス、スーパーヴィジョンなどを含むものとする。

注3. 実習に関する科目は、複数の教員が担当し、すべて臨床心理士の資格を有する者とする。

注4. 必修科目および選択必修科目E群は、臨床心理学専攻の学生に特化して開講するものとする。

8. 公認心理師受験資格

公認心理師国家試験受験資格については、公認心理師法附則第2条によって、特例が定められています。特例の対象者は、平成28年度以前の修了生（法附則第2条第1項第1号）および平成29年度時点在学生（法第2条第1項第2号）です。これらの者は、公認心理師法施行規則附則第2条によって定められる科目を修めることによって受験資格を得ることができます。本専攻では、法施行規則附則第2条に対応する科目について「大学院心理学研究科臨床心理学専攻公認心理師国家試験受験資格取得にかかる平成29年度以前入学生の特例適用履修細則」として規定しています。

次ページの読替表（表4）を参照しながら、漏れのないように計画的に履修してください。

必要な科目を修得し、修了することにより公認心理師国家試験受験資格が取得でき、修了後直近に実施される試験を受験することができます。

表 4. 公認心理師受験資格証明書付与にかかる必要科目及び単位数

授業科目名		授業形態	単位	時間
心理 実践 科目	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	発達障害児心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	職場メンタルヘルス特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2 単位	30 時間
	臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	講義	2 単位	30 時間
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に 関する理論と実践)	講義	2 単位	30 時間
	心の健康教育に関する理論と実践	講義	2 単位	30 時間
実 習 科目	臨床心理実習 I (心理実践実習 A)	実習	1 単位	45 時間
	心理実践実習 B	実習	5 単位	225 時間
	心理実践実習 C	実習	4 単位	180 時間

注：上記の科目のほか、大学において、公認心理師法施行規則第 1 条に定める「大学における公認心理師となるために必要な科目」のすべてについて単位を修得していること。ただし、大学に平成 29 年度以前に入学し卒業した者の「大学における公認心理師となるために必要な科目」の取扱いについては公認心理師法附則第 2 条第 1 項第 3 号および第 4 号に定める特例措置が適用される。なお、特例措置の適用を受けて入学しようとする者は、「大学における公認心理師となるために必要な科目」を履修したことが確認できる履修証明書を提出するものとする。

9. 学生生活

1) 学修場所

福島学院大学福島駅前キャンパスにて学修します。大学院附属心理臨床相談センター（福島駅前キャンパス 3 階）で、学内実習（「臨床心理基礎実習」「心理実践実習 B」）を行います。

2) 開講時間及び期間

授業科目の開講時間は、学事・行事日程で定められた授業期間内においては平日夜間（本学時間 6 限 17：50～19：20，7 限 19：30～21：00）と土曜日となります。その他、夏期・冬期休業期間中に集中講義（1 日 5 コマを 3 日間，9：40 開始 18：30 終了）があります。

修士論文研究指導科目である「臨床心理課題研究 I～IV」については、決められた授業時間はありません。学生が個々に学修を進め、必要に応じて適宜、指導教員の指導を受けてください。

実習科目においては、平日昼間あるいは土曜日に実習が入ることがあります。詳細は、『「4. 教育課程と履修方法」内，3) 実習』の項をご参照ください。

3) 大学院生研究室

福島駅前キャンパス 3 階に大学院生研究室があり、院生は研究室を拠点に学修することができます。研究室には院生用パソコン 2 台とプリンターが設置してあり、ネットワーク機能が完備されています。また、院生が使用する個別の机には学内 LAN が整備されており、各自がパソコンを持ち込めばネットワークに接続することができます。

4) 大学院生談話室

福島駅前キャンパス 3 階には大学院生談話室（飲食可）があります。院生の集いの場として適宜使用することができます。休憩の場として、ミーティングや打合せの場として、ご活用ください。

5) 授業時の資料コピーについて

授業時の資料（ケースカンファレンスをのぞく）は、基本的に**ご自身で必要部数の印刷をお願いします**。プリントアウト等の際、様々な理由で院生室のパソコンが使用できない場合は、駅前キャンパス **2 階の PC サポートルーム**が利用できますので活用してください。

6) 院生懇話会

院生懇話会とは、大学院生と大学院研究生のより充実した学修生活を支援するために、院生及び研究生と教職員が年3～4回懇談を行うものです。

院生懇話会では、授業や学修生活、研究に関することや親睦に関すること、その他懇談を必要とすること等について、懇談を行います。

構成メンバーは、研究科長、福島駅前キャンパス事務室長、臨床心理学専攻教員1名、臨床心理学専攻院生代表（1年次生、2年次生から各1名、その他年次を問わず2名：計4名）、臨床心理学専攻研究生代表1名（半期以上在籍者とし、不在の場合には欠員とします。ただし1名しか該当者がいず、本人が望まない場合には欠員とすることもできます）となります。

上記の院生代表及び研究生代表を、それぞれ幹事、研究生幹事といい、それぞれ互選によって選ばれます。幹事の中から代表幹事1名が選出されます。幹事及び研究生幹事の任務はその年度中とし、年度毎に新たに選出されます。

幹事及び研究生幹事は、それぞれ連絡調整を行いながら適宜他の院生や研究生との意見交換を図り、院生懇話会にて意見を提出し、話し合うことが求められます。

規則および規程

制定 19. 4. 1
改正 20.10. 1
" 22. 4. 1
" 23. 4. 1
" 24. 4. 1
" 25. 4. 1
" 26. 4. 1
" 27. 4. 1
" 28. 4. 1
" 30. 4. 1

福島学院大学大学院規則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この大学院規則は、福島学院大学学則第6条の2第2項の規定に基づき、福島学院大学大学院（以下「本大学院」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本大学院は、教育基本法、学校教育法に則り、学院創立者の信念である「真心こそすべてのすべて」という建学の精神に基づき、「真心」と「思いやり」を教育の根本におき広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力および高度の専門的職業を担うための能力を培うことを目的とする。

2 本大学院は、前項の目的に加えて地域社会への貢献及び文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第2条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、文部科学省の政令で定める期間ごとに、認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 点検・評価の組織および方法については別に定める。

(情報の公表)

第4条 本大学院は、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況をホームページで公表するとともに、自己点検・評価および認証評価の概要について、刊行物もしくはホームページへの掲載、その他の方法により、適宜、情報の公表を行うものとする。

第2章 組 織

(大学院の課程)

第5条 本大学院に修士課程を置く。

(教育方法の特例)

第5条の2 本大学院は夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(研究科および収容定員)

第6条 本大学院に、次の研究科および専攻を置く。

心理学研究科

臨床心理学専攻

こども心理専攻

2 前項の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
--	------	------

心理学研究科		
--------	--	--

臨床心理学専攻	7名	14名
---------	----	-----

こども心理専攻	7名	14名
---------	----	-----

(教育研究および人材育成の目的)

第7条 本大学院心理学研究科は、心理学領域の理論および応用を教授研究し、高度で専門的な実践能力と研究能力を養い、心の問題の今日的な課題に対応できる心理的支援に習熟した人材を育成する。

2 臨床心理学専攻は、病院・学校・企業・施設などの現場において、心理相談、心のケアのできる高度な人材の育成を目指すことを目的とする。

3 こども心理専攻は、乳幼児期及び児童期における、こどもの保育・教育上の今日的課題及び個別的課題を研究し、こども及び保護者、家族への心理相談や心のケアを通じて、保育教育の現場に役立つ人材の育成を目指すことを目的とする。

4 教育研究および人材育成の目的については、本規則をホームページに掲載するほか、入学案内等で公表するものとする。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の二学期とする。

前期 4月1日より9月30日まで

後期 10月1日より翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

1. 日曜日
 2. 国民の祝日に関する法律に定める休日
 3. 創立記念日 2月15日
 4. 春期休業
 5. 夏期休業
 6. 冬期休業
- 2 前項第2号および第4号から第6号の休業期間については毎年度当初に定める学事日程によるものとする。
- 3 授業回数、および実習日数の確保のため、休業日であっても授業日、もしくは実習日とすることがある。
- 4 感染症の予防上、もしくは緊急の事情により必要ある場合は、授業日であっても臨時に休業日を設けることがある。

第4章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第11条 修業年限は2年を標準とする。ただし、2年を超えて計画的な履修(以下「計画履修」という。)を希望する場合には修業年数を4年以内とすることができる。

(在学年限)

第12条 学生は第33条に定める休学期間を含めて4年を超えて在学することはできない。

第5章 入 学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 大学院に入学することのできる者は、次によるものとする。

1. 大学を卒業した者
2. 独立行政法人大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
3. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
4. 文部科学大臣の指定した者(昭和28文部省告示第5号)
5. 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(入学者受入れの方針)

第14条の2 本大学院は、第2条に定める目的並びに第7条に定める教育研究および人材育成の目的に基づく入学者受け入れについての方針を定め、公表するものとする。

(入学の出願)

第15条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 出願の時期、方法、提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本大学院所定の書類を提出するとともに、所定の入学金および授業料等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学・再入学)

第18条 転入学又は再入学を希望する者については選考の上、研究科委員会の議を経て転入学又は再入学を許可することがある。

2 前項の場合、学長が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院（再入学の場合は本大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

ただし、本大学院において退学時と同一専攻に再入学する場合は、既修得の科目・単位について、10単位を超えて認定することがある。

第6章 教育課程および授業方法等

(教育課程編成・実施の方針)

第19条 本大学院は、教育課程編成・実施の方針を定め、公表するものとする。

(教育課程の編成)

第19条の2 本大学院は第7条に定める教育研究および人材育成の目的を達成するため必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下、「研究指導」という。）の計画を策定し、教育課程を体系的に編成する。

2 本大学院の教育課程は、前項の方針に沿い、必修科目、選択科目を開設し、専攻毎に必要な科目群に分けて編成する。

(授業科目および単位数)

第20条 本大学院の授業科目および単位数は、臨床心理学専攻においては別表第1、こども心理専攻においては別表第4に定めるところによる。

- 2 本大学院の教育は授業科目の授業および研究指導によって行うものとする。
- 3 本大学院では、文部科学大臣が定めるところにより第1項に定める授業科目の一部については、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準によるものとする。

1. 講義および演習については、15時間から30時間の範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする
2. 実習については、45時間の授業をもって1単位とする
- 2 修士論文研究指導科目(課題研究)については、前項の規定にかかわらず必要な学修をもって1単位とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第22条 第18条に定める転入学・再入学以外で、他の大学院を修了又は中途退学し、新たに本大学院に入学した学生の既修得単位(科目履修生として修得した単位を含む)については、学長が教育上有益と認めるときは、本大学院における授業科目の履修により修得したとみなすことができる。この場合、修得したものとみなすことのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

第7章 履修要件等

(履修登録)

第23条 学生は履修する科目を選定し、履修届を提出するものとする。

(成績評価および単位認定)

第24条 本大学院は学修成績の評価方法を次のとおり定める。

1. 成績評価は100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする
2. 単位の認定は、必要な課程として定められた時数の3分の2以上を出席し、本大学院の行う試験、その他による成績審査に合格したものに対して行う
ただし、第21条第2項の授業科目については学修の成果を評価して単位を認定する
- 2 本大学院は学修の成果の単位認定にあたっては客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示すると共に、当該基準に従

って適切に行うものとする。

(成績発表)

第 25 条 成績の発表は次の方法による。

1. 発表の時期は各学期末とし、書類をもって学生に通知する
2. 成績の段階は 5 段階とし、各評点ごとの点数は次のとおりとする
A+ (100～90) A (89～80) B (79～70)
C (69～60) D (59 以下)

ただし、授業科目によっては単位の認定・不認定のみを記載することがある。

第 8 章 修士論文

(論文の内容)

第 26 条 心理学研究科について、学生が提出する修士論文の内容は臨床心理学専攻にあつては臨床心理学に関するもの、こども心理専攻にあつては、こども心理学的課題に関するものとする。

(倫理的配慮)

第 27 条 指導教員は学生の修士論文作成指導にあつては、学生が被対象者の倫理的配慮に努めるよう留意するものとする。

(論文の提出)

第 28 条 修士論文は、指定された期日までに提出しなければならない。

(審査会)

第 29 条 提出された修士論文の審査は審査会で行う。

- 2 審査委員は主査 1 名 (指導教員)、副査 2 名 (論文内容と同領域を専門とする教員 1 名、他領域を専門とする教員 1 名)、計 3 名とし、専攻会議の議を経て学長が委嘱する。
- 3 臨床心理学専攻では、前項に定める審査委員のうち 1 名は臨床心理士有資格者をもって充てるものとする。

(試験)

第 30 条 修士論文の試験は審査委員 3 名による審査会において、修士論文の要旨の発表、および審査委員による質疑に対する応答によって行う。

- 2 前項の審査会において指導事項が付された場合は、当該学生は修士論文を修正もしくは補充のうえ、定められた期日までに再提出しなければならない。

(評価方法)

第 31 条 修士論文の評価は、合・否とし、審査会の議を経て主査が決定する。

第9章 休学・復学・退学および除籍

(休学)

第32条 病気その他の事由により、2ヶ月以上修学することができない者は、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第33条 休学期間は1年以内とする。

(復学)

第34条 休学期間中、その理由が消滅した場合は、復学願を提出し、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、懲戒による場合は第45条に定めるところによる。

(退学処分)

第35条の2 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が退学処分とする。

1. 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促してもなお納付しない者
2. 第12条に定める在学年限を超えた者
3. 第27条第2項に定める休学年限を超えた者

2 退学処分となった者の既修得単位はこれを有効とする。ただし、前項第1号による退学処分者については納付金の有効期限内による修得単位に限るものとする。

3 退学処分の通知には第1項の該当条項を記載して本人に通知するものとする。

(除籍)

第36条 次の各号の一つに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

1. 在学中に死亡した者
2. 6カ月以上にわたり行方不明の者

第10章 修了認定および学位授与

(修了認定・学位授与の方針)

第36条の2 本大学院は、修了認定・学位授与の方針を定め、公表するものとする。

(修了認定)

第37条 本大学院心理学研究科修士課程の修了を認定する者の要件は次のとお

りとする。

1. 臨床心理学専攻にあつては、必修科目 24 単位、選択科目 10 単位以上計 34 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格した者。
2. こども心理専攻にあつては、必修科目 10 単位、選択必修科目 4 単位、選択科目 16 単位以上計 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者。

(学位の授与)

第 38 条 学長は、前条の規定を満たし、第 7 条に定める教育研究および人材育成の目的に適うと研究科委員会で認定した者に対し、修士の学位を次のとおり授与する。

心理学研究科

臨床心理学専攻 修士 (臨床心理学)

こども心理専攻 修士 (こども心理)

(臨床心理士受験資格の取得)

第 39 条 本大学院心理学研究科臨床心理学専攻修士課程は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第 1 種指定大学院として、次に定める要件を満たした者に、臨床心理士受験申請資格証明書を交付する。

1. 別表第 2 の必修科目から 9 科目 16 単位、選択必修科目群 (A, B, C, D, E) からそれぞれ 2 単位以上、計 10 単位以上、合計 26 単位以上を修得した者
2. 修士論文のテーマと内容が臨床心理学に関するものである者
3. 本大学院の修士 (臨床心理学) の学位を取得した者

(公認心理師国家試験受験資格の取得)

第 39 条の 2 次に定める要件を満たした者に、公認心理師国家試験受験資格を付与する。

1. 大学において、心理学その他の公認心理師となるための必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定める科目を修めて卒業し、本大学院において別表第 3 に定める科目の単位を修得した者
2. 本大学院の修士 (臨床心理学) の学位を取得した者

第 11 章 科目履修生、研究生、外国人留学生、特別聴講学生

(科目履修生)

第 40 条 本大学院の学生以外の者で、本大学院の一、または複数の授業科目の履修を希望する者がある時は、本大学院の教育に支障がない限り、選考のうえ科目履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目履修生に対する成績評価及び単位の認定については、第 24 条の規程を準用する

3 科目履修生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第 41 条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がある時は、本大学院の教育研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として在籍を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は次のとおりとする。

1. 修士の学位を有する者またはこれと同等以上の学力があると本大学院が認めた者

2. 学士の学位を有する者またはこれと同等以上の能力があると本大学院が認めた者

3. 短期大学士の学位または准学士の称号を有する者で実務経験 2 年以上(93 単位制 3 年制の卒業者もしくは短期大学 1 年制専攻科の修了者は 1 年以上)を有し、学士と同等以上の能力があると本大学院が認めた者

3 研究生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第 42 条 外国人で、高等教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学することを志願する者がある時は、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第 43 条 他の大学院の学生で、本大学院における特定の授業科目を履修することを希望する者がある時は、当該大学院との協定に基づき、特別聴講学生として履修を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第 12 章 賞 罰

(表彰)

第 44 条 本大学院の学生にして、表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て教授会に諮り学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第 45 条 本大学院生にして学則その他の規則に違反し、または本大学院生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て教授会に諮り学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および譴責とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

1. 品行不良で改善の見込がないと認められる者

2. 正当な理由がなくて出席、常でない者

3. 本大学院の秩序を乱した者

4. ストーカー、ハラスメント等の行為を行った者で改悛に至らない者
5. 暴力等の行為を行った者
6. 犯罪行為を行った者
7. その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 入学検定料・学費およびその他の費用

(入学検定料・入学金・授業料等)

第46条 本大学院の学費は次のとおりとする。

	臨床心理学専攻	こども心理専攻
入学検定料	30,000円	30,000円
入学金	150,000円	150,000円
施設設備費	50,000円	50,000円
授業料 年額	700,000円	500,000円
教育充実費 年額	140,000円	140,000円
実験実習費	実費	実費

ただし、本学学部の卒業年入学者は入学金の全額、過年度卒業生（短期大学部出身者を含む）は入学金の半額を免除する。

- 2 第11条ただし書きによる、計画履修学生の授業料および教育充実費については、本人の申出により2年間の合計額を計画年数で除した金額を毎年払い込むものとする事が出来る。
- 3 前項に規定する計画履修学生を除く大学院生が標準修業年限（2年）を超えて在学する場合、または計画履修学生が修業年限（3年）を超えて在学する場合の学費については次のとおりとする。

1. 臨床心理学専攻

ア 修了に要する修得単位のうち「臨床心理課題研究Ⅳ」のみが不合格の場合

授業料 一学期 175,000円

教育充実費 一学期 35,000円

イ 「臨床心理課題研究Ⅳ」を除く必修科目および選択科目の修得単位数が修了要件を満たさない場合の授業料、教育充実費、実験実習費については第46条第1項に定めるものとする。

2. こども心理専攻

ア 「修士論文」のみが不合格の場合

授業料 一学期 125,000円

教育充実費 一学期 35,000円

イ 必修科目および選択科目の修得単位数が修了要件を満たさない場合は、前号イと同様とする。

(納入期限)

第 47 条 学費の納入期限は次のとおりとする。

1. 入学一時金

入学金、施設設備費 合格通知後の指定する日まで

2. 年度納付金

授業料、教育充実費 前期分 4月20日まで

ただし新入学生については前年度3月31日まで

後期分 9月30日まで

2 前項第 2 号の年度納付金は、前期・後期一括納入することができる。

3 学費は出席の有無にかかわらず、これを納入しなければならない。

4 前期または後期の途中において復学した者の納付金額は別に定める。

(納付金の返還)

第 48 条 前条の定めによる納入学費について、入学辞退もしくは入学後退学許可を得た場合の返還については次のとおりとする。

1. 入学手続きを行なった後、入学式の前日までに文書で入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き、納入された学費の全額を返還する。

2. 入学式日以降 4 月末日までに退学許可を得た場合、入学金を除き施設設備費および前期分納入学費のそれぞれ 80 パーセント（千円未満切捨て。以下本条において同じ）、並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

3. 入学年度の 5 月 1 日から 5 月末日までに退学許可を得た場合、施設設備費および前期分納入学費のそれぞれ 60 パーセント、並びに後期分も納入した場合は後期分の全納入額を返還する。

4. 入学年度 6 月 1 日以降の退学者については返還しない。ただし、前後期の学費を全納した者が 9 月末日までに退学許可を得た場合は、後期分学費を返還する。

(休学中の学費)

第 49 条 休学の許可を受けた者は、次学期以降の休学期間中の学費を免除する。

(学費納入の猶予)

第 50 条 学生もしくはその学費負担者が経済的理由、または罹災によって学費の納付が困難である場合は、第 46 条に規定する学費の徴収を猶予することができる。

2 学費徴収猶予に関しては「福島学院大学学費徴収猶予規程」の定めを準用する。

第14章 教員組織および運営組織

(教員組織)

第51条 本大学院の授業および研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する次の資格を満たす福島学院大学の専任の教員がこれを行う。ただし、特に必要のある場合は、兼任の教員を充てることができる。

1. 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者
2. 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
3. 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者
4. 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者

(研究科長)

第52条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の専任教授をもって充てる。

(研究科委員会)

第53条 本大学院心理学研究科の運営のため、心理学研究科委員会（以下、研究科委員会という。）を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する専任の教授並びに、学長、学院長および学長が指名した教職員をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、学長の承認のもとに心理学研究科長(以下、研究科長という。)が招集してその議長となる。
- 4 研究科委員会は学長が必要と認めた時は福祉学部教授会と合同で開くことができる。

(審議事項)

第54条 研究科委員会は、学長もしくは研究科長の諮問に応じて次の事項を審議し、意見を述べるものとする。

1. 学生の入学、課程修了認定に関する事項
2. 学位の授与に関する事項
3. 大学院規則(教育課程を含む)に関する事項
4. 学生の研究指導および教育指導に関する事項
5. 入学前・入学後の他大学院および本学他専攻等における修得単位の認定に関する事項
6. 学生の褒賞、懲戒に関する事項
7. その他学長が必要と認めた事項

(報告事項)

第54条の2 研究科長は直近の研究科委員会に次の事項を報告するものとする。

1. 学生の留学・休学・復学に関する事項
2. 学生の転学・退学に関する事項
3. 計画的履修に関する事項
4. その他研究科長が必要と認めた事項

(教授会への報告)

第54条の3 学長は、前二条による審議事項および報告事項を、直近の大学教授会に報告するものとする。

(専攻会議)

第55条 心理学研究科の専攻の運営のために専攻毎に専攻会議を置く。

- 2 専攻会議は専攻の授業を担当する専任の教員をもって組織する。
- 3 専攻会議は、心理学研究科長が招集し、その議長となる。
- 4 専攻会議は次の事項を審議する。
 1. 専攻学生の研究指導に関する事項
 2. 専攻学生の教育指導に関する事項
 3. 実習の実施および委託並びに実習訪問に関する事項（こども心理専攻を除く）
 4. ケースカンファレンスの実施に関する事項（こども心理専攻を除く）
 5. 教育課程およびシラバスの整合性に関する事項
 6. 計画履修学生の研究計画に関する事項
 7. 修士論文の指導に関する事項（倫理的配慮を含む）
 8. FDの実施に関する事項
 9. 自己点検評価報告書の作成に関する事項
 10. 学内教員との共同研究に関する事項
 11. その他学長又は研究科長の諮問又は指示する事項

第15章 教育研究施設および図書館

(教育研究施設)

第56条 本大学院の教育研究のため、研究室、演習室、実験実習室等必要な施設を置くものとする。

- 2 本大学院の施設は、福島学院大学の施設と共用とする。
- 3 本大学院の附属施設として心理臨床相談センターを置く。

(図書館)

第57条 福島学院大学の図書館に、本大学院の教育研究に必要な図書および学術雑誌を備えるものとする。

附 則

この規則は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度入学生から適用する。

ただし、第 35 条の 2、第 36 条、第 46 条第 3 項については平成 23 年度在
学生より適用する。

附 則

この規則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

ただし、第 29 条第 3 項および第 39 条第 1 項については平成 25 年度入
学生から適用する。

附 則

この規則は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年度入学生から適用する。
2. 第 39 条の 2 について、平成 29 年度以前に入学し修了した者は、公認心理師法附則第 2 条第 1 項による特例を適用し、別に定める履修細則によるものとする。

別表第1 (教育課程)

心理学研究科 臨床心理学専攻

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
臨床心理学特論 I	2		<p>修了要件は、必修科目 24 単位、選択科目 10 単位以上、計 34 単位以上を修得し、修士論文の審査および試験に合格するものとする。</p> <p>いずれか 2 単位必修</p> <p>いずれか 2 単位必修</p> <p>この内より 2 単位必修</p> <p>いずれか 2 単位必修</p> <p>いずれか 2 単位必修</p>
臨床心理学特論 II	2		
臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	2		
臨床心理面接特論 II	2		
臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		
臨床心理査定演習 II	2		
臨床心理基礎実習	2		
臨床心理実習 I (心理実践実習 A)	1		
臨床心理実習 II	1		
心理実践実習 B		5	
心理実践実習 C		4	
心理統計法特論		2	
臨床心理学研究法特論		2	
発達心理学特論		2	
教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)		2	
家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2	
職場メンタルヘルス特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)		2	
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2	
精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2	
発達障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		2	
心理療法特論		2	
学校臨床心理学特論		2	
心の健康教育に関する理論と実践		2	
臨床心理課題研究 I	2		<p>課題研究は、研究指導のための科目とする。</p>
臨床心理課題研究 II	2		
臨床心理課題研究 III	2		
臨床心理課題研究 IV	2		

別表第2 (臨床心理士受験資格証明書付与にかかる必要科目及び単位数)

		授業科目名	単位
必修科目		臨床心理学特論Ⅰ	2単位
		臨床心理学特論Ⅱ	2単位
		臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)	2単位
		臨床心理面接特論Ⅱ	2単位
		臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)	2単位
		臨床心理査定演習Ⅱ	2単位
		臨床心理基礎実習	2単位
		臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習A)	1単位
		臨床心理実習Ⅱ	1単位
		小計	16単位
選択必修科目	A群	心理統計法特論	2単位以上
		臨床心理学研究法特論	
	B群	発達心理学特論	2単位以上
		教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	
	C群	家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2単位以上
		職場メンタルヘル斯特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	
犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)			
D群	精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2単位以上	
	発達障害児心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)		
E群	心理療法特論	2単位以上	
	学校臨床心理学特論		
		小計	10単位以上
		必修・選択必修合計	26単位以上

注1. 必修科目の「特論」「演習」は臨床心理士資格を有する専任の教員が担当するものとする。

注2. 必修科目の「臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習A)・臨床心理実習Ⅱ」は、学内外の実習施設において、実際に受理面接、心理査定、心理面接などを行い、複数の指導教員によるカンファレンス、スーパーヴィジョンなどを含むものとする。

注3. 実習に関する科目は、複数の教員が担当し、すべて臨床心理士の資格を有する者とする。

注4. 必修科目および選択必修科目E群は、臨床心理学専攻の学生に特化して開講するものとする。

別表第3（公認心理師受験資格付与にかかる必要科目及び単位数等）

	授業科目名	授業形態	単位	時間
心理 実践 科目	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	発達障害児心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	教育心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	職場メンタルヘルス特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講義	2 単位	30 時間
	臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演習	2 単位	30 時間
	臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	講義	2 単位	30 時間
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に 関する理論と実践)	講義	2 単位	30 時間
	心の健康教育に関する理論と実践	講義	2 単位	30 時間
実 習 科 目	臨床心理実習 I (心理実践実習 A)	実習	1 単位	45 時間
	心理実践実習 B	実習	5 単位	225 時 間
	心理実践実習 C	実習	4 単位	180 時 間

別表第4 (教育課程)

心理学研究科 こども心理専攻

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
専門科目			専門科目は、必修科目 10 単位、選択必修科目 4 単位及び選択科目 16 単位以上を修得する。 修了要件は合計 30 単位以上を修得し、修士論文の審査及び試験に合格するものとする。 } 2 科目 4 単位以上必修とする。 課題研究は、研究指導のための科目とする。
現代こども事情関連科目			
現代家族事情特論		2	
現代こども事情特論		2	
現代保育者事情特論		2	
現代地域福祉事情特論		2	
こども心理関連科目			
幼児発達心理学特論	2		
臨床心理学特論	2		
発達臨床学特論	2		
教育心理学特論		2	
家族心理学特論		2	
発達臨床心理学特論		2	
心理カウンセリング演習		2	
心理学研究法特論		2	
こども発達障害関連科目			
精神医学特論		2	
発達障害学特論Ⅰ		2	
発達障害学特論Ⅱ		2	
発達障害児心理学特論		2	
発達障害児心理学演習		2	
音楽療法		2	
自由研究			
自由研究Ⅰ		2	
自由研究Ⅱ		2	
課題研究			
課題研究Ⅰ	2		
課題研究Ⅱ	2		

制定	21.10. 1
改正	22. 4. 1
”	23. 4. 1
”	25. 4. 1
”	26. 4. 1
”	30.4.1

福島学院大学大学院 心理学研究科臨床心理学専攻履修規程

(目 的)

第1条 この規程は本大学院（心理学研究科臨床心理学専攻）における履修について必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は大学院規則第23条に定めるところに従い、毎学年の始めに履修する科目を選定し、履修届を福島駅前キャンパス事務室（以下「駅前キャンパス事務室」という。）に提出するものとする。ただし、後期開講科目については後期に履修届を受け付けることがある。

(履修条件等)

第3条 前条の履修登録については次の要件を満たすものとする。

- 2 臨床心理学専攻における「臨床心理実習」および「心理実践実習」について、公認心理師および臨床心理士の各受験資格取得を希望する者は、次の各号通り科目を履修するものとする。
 1. 公認心理師受験資格取得を希望する者は、「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）」「心理実践実習B」および「心理実践実習C」を履修しなければならない。
 2. 臨床心理士受験資格取得を希望する者は、「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）」および「臨床心理実習Ⅱ」を履修しなければならない。
 3. 「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）」「臨床心理実習Ⅱ」および「心理実践実習C」を履修するためには、「臨床心理学特論Ⅰ」「臨床心理学特論Ⅱ」「発達障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）」「臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践）」「臨床心理面接特論Ⅱ」「臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践）」「臨床心理査定演習Ⅱ」「臨床心理基礎実習」の8科目の単位を修得していなければならない。
- 3 「臨床心理基礎実習」は1年次（計画履修学生は計画期間の前半）に履修するものとし、面接の基礎的技術を学習するものとする。
- 4 「心理実践実習B」については1年次（計画履修学生は計画期間の前半）に履修するものとする。また、「臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習A）」「臨床心理実習Ⅱ」および「心理実践実習C」については、2年次（計画履修学生に

については計画期間の後半で第2項第3号の条件を満たした年度)に履修しなければならない。

- 5 「臨床心理課題研究」については、Ⅰ～Ⅳへと順次履修するものとする。
- 6 選択必修科目については、履修者数が2名以下の場合開講しないことがある。

(ケース・カンファレンスの実施)

第4条 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が推奨する専攻教員および学生全員が参加して実施されるケース・カンファレンスは、公開講座等の機会を活用して行うものとし、学生は原則として、これに参加するものとする。

(履修科目の変更)

第5条 届け出た履修科目の変更は、1回目の授業が開始された日から2週間以内であれば履修変更届を駅前キャンパス事務室へ提出し、他の科目への変更を行うことができる。

(履修科目の放棄)

第6条 届け出た履修科目を学生が放棄する場合は、放棄届を駅前キャンパス事務室へ提出しなければならない。

- 2 履修の放棄は、当該授業を開始した日から2週間以内に届出るものとし、その後は認めないものとする。

(出欠確認および遅刻・早退の取扱い)

第7条 出欠の確認は原則として授業の開始時に行うものとし、30分以上の遅刻・早退は欠席とみなす。ただし、30分以内の遅刻・早退は3回で1回の欠席とする。公共交通機関の遅延等による場合はその旨担当教員に申告し、教員が正当と認めれば、欠席扱いもしくは減点としない。

- 2 授業科目について、必要な時数として定められた時数の3分の1を超える時数を欠席した場合、当該科目にかかる成績評価は行わず、「欠格」とする。
- 3 学外で行う演習、実習科目の出欠確認は、当該科目担当教員もしくは当該実習機関の定めるところによるものとする。

(成績判定の方法)

第8条 学習成績の判定の方法は試験、論文、調査、実習、出席状況、口頭試験等(以下試験等という)担当教員の定めるところによって行う。

(不正行為)

第9条 試験等において試験規程第3条に定める不正行為があったと認められた学生は当該試験科目の成績を零点とする。

- 2 試験等（出席確認を含む）において二度以上の不正行為があったと認められた学生は、大学院規則の規定に基づき、研究科委員会の議を経て教授会に諮り、学長がこれを懲戒する。

（試験等の期間）

第10条 試験等は担当教員の授業期間中に適宜に行う。

（成績評価）

第11条 大学院規則第24条、および同第25条に定めるところに従い、成績評価は100点満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

- 2 前項に定める成績評価は試験等の総合評価とする。
- 3 Dの評価は成績通知書に記載するが証明書には記載しない。

（単位の認定）

第12条 単位取得の認定は、当該授業科目の担当教員が次の条件をそなえた学生に対して行う。

1. 履修届を提出し、履修確認手続きが完了した者
 2. 学外実習を伴う実習科目については、当該現場実習について定められた全ての日数および時数を出席した者。ただし、現場実習において病気、忌引等やむを得ない事情により欠席した場合で、実習期間の延長が可能な場合については当該欠席日数分を延長して補充することができる。
 3. 前号に定める科目以外の授業科目については、必要な時数として定められた時数の3分の2以上出席した者。この場合の出欠確認については第7条に定めるところによるものとする。
 4. 授業科目における試験等の結果を総合判定して学習成績の評価が60点以上の者
 5. 所定の学費を納入した者
- 2 前項第3号に定める必要時数の規定にかかわらず、大学院規則第21条第2項に定める科目については、同第24条第1項第2号ただし書きの定めるところにより、担当教員は学修の成果を評価して単位を認定するものとする。

（追試験）

第13条 学生が次の事由により試験（論文によらずペーパーテストで行う場合。以下同じ）に出席できなかった場合は、速やかにその旨を駅前キャンパス事務室に連絡し、その事由を証明する書類を添付し、追試験願を事前もしくは事後1週間以内に提出して追試験を受けることができる。

1. 病気（医師の診断書）
2. 事故・災害（事故証明書、災害証明書）
3. 公共交通機関の遅延・運休（交通機関の遅延・運休証明書）

4. 忌引（2親等までに限る。家族の証明書）
 5. 自宅または居所の緊急事態（公的機関または家族の証明書）
 6. 就職試験等（受験先又はキャリア支援室長の証明書）
 7. 結婚（本人又は2親等までに限る。家族の証明書）
 8. 本人の不注意と認められる場合。（この場合、80点を満点とし、1科目につき追試験料5千円を徴収する。）
- 2 試験開始後30分以内に学生が急病のため、受験を継続することが困難な状況に至った場合は、試験監督員に申し出てその許可を得、さらに駅前キャンパス事務室長（不在時は室員）にその状況を説明し確認を受け、1週間以内に試験監督員の退出事由に関する証明書、および原則として医師の診断書を添付のうえ駅前キャンパス事務室に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。
- 3 試験実施日にかかり、学生に、国民体育大会や海外遠征試合等の選手として関係機関より参加要請があり、研究科委員会の議を経て学長が参加を許可した場合は、駅前キャンパス事務室に追試験願を提出し、追試験を受験することができる。

（再履修）

第14条 成績評価の結果不合格と判定されたものは、次の年次に再履修することができる。ただし、特別の事情がある場合は学長が研究科委員会の議を経て許可しない場合がある。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

ただし、第3条については平成30年度入学生から適用し、平成29年度以前の入学生については従前の規定を適用するものとする。

大学院計画履修細則

(目的)

第1条 本細則は、福島学院大学大学院規則第11条の規定するところにより、修業年限の標準2年を超えて、4年以内で計画的に教育課程を履修すること（以下「計画履修」という。）について定めることを目的とする。

(計画年数)

第2条 計画履修制度による修業年限は4年であるが、福島学院大学大学院規則第12条に定める学生の在学年限が同じく4年であるため、休学・留年等の事態を考慮し、同制度申請時における計画年数は3年とする。

(申出時期)

第3条 計画履修を申出する者は、入学手続時に計画履修申出書を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の学長の許可は、研究科委員会の議を経て行う。

(計画年数の変更)

第4条 計画履修を許可された学生が、計画年数を短縮したい場合は、指導教員の了解を得て、学長の許可を得なければならない。

2 前項の学長の許可は、研究科委員会の議を経て行う。

3 計画年数は、延長することができない。

(計画年数短縮に伴う授業料)

第5条 前条第1項により、計画年数を短縮する場合は、修了までに規定の授業料を完納しなければならない。

附 則

1. 本細則は、平成25年4月1日より施行する。
2. 本細則の所管は、大学院心理学研究科とする。

制定 H22. 4. 1

改正 H24. 4. 1

改正 H25. 4. 1

院生懇話会規程

(趣旨)

第1条 この規程は福島学院大学大学院に在学する大学院生(以下院生という。)及び半期以上の在籍を許可された研究生(以下研究生という。)と、本大学院運営責任者等(以下運営責任者等という。)との定例の懇談を通じて、院生、研究生の教育・研究の向上に資することを目的とする。

(懇話会の設置)

第2条 前条に定める目的を達成するために運営責任者等及び院生、研究生の代表による院生懇話会(以下院生懇話会という。)を専攻ごとに設置する。
2 前項において研究生が在籍していない場合は、その代表を欠員とする。

(懇話会の構成)

第3条 院生懇話会は専攻ごとに次の者を以って構成する。
1. 運営責任者等として研究科長、福島駅前キャンパス事務統括部長、研究科担当教員のうちから1名
2. 院生代表(以下院生幹事という。)として標準修業年数による在籍生、1年次生、2年次生各1名とし、院生数が多い場合、もしくは標準修業年数を超えて計画履修する院生が5名以上いる場合は、年次を問わず1～2名
3. 研究生が3名以上いる場合は、研究生代表(以下研究生幹事という。)として1名

(院生懇話会の懇談事項)

第4条 院生懇話会の懇談事項は次のとおりとする。
1. 院生、研究生の教育・研究に関する事項
2. 院生、研究生の親睦に関する事項
3. 大学院の運営にかかる院生に関する事項
4. 院生、研究生研究紀要に関する事項
5. その他特に懇談を要する事項

(院生懇話会の開催)

第5条 院生懇話会は専攻ごとに原則として月1回定例で開催するものとする。ただし、院生休業期間中は開催しないことがある。

(院生懇話会の招集及び懇話題の通知)

第6条 院生懇話会は研究科長が代表幹事と協議して懇話題を定めるものとし、研究科長は1週間前までに構成員に文書で通知するものとする。

(懇話会の代表の選任)

第7条 第3条第2項の院生幹事は、各々該当する院生の互選により選出するものとする。

2 研究生幹事については前項同様互選により選出するものとする。

(代表幹事の選任)

第8条 前条に定める院生幹事のうちから、その互選により代表幹事1名を選出する。

(幹事の任務)

第9条 幹事(研究生幹事を含む。以下同じ。)は次の任務を行なう。

1. 院生及び研究生の教育・研究の向上、及び院生もしくは研究生の親睦行事のため各幹事と連絡調整を行なうこと
2. 各院生もしくは研究生との意見交換を行なうこと
3. 第3条に定める懇話会において、適宜意見を述べること

(代表幹事の任務)

第10条 代表幹事は各幹事の意見を集約し、第6条に定める任務を行うものとする。

(代表幹事及び幹事の任期)

第11条 代表幹事及び幹事の任期(年度途中で補充選任された場合を含む。)は当該年度間とし、年度毎に院生の互選によって選任する。重任する場合は1期のみとする。ただし、修了する幹事の任期については学位授与式の前日までとする。

2 前項の規程にかかわらず、研究生幹事の任期は在籍期間内のみとする。

附 則

1. この規程は平成25年4月1日より施行する。
2. この規程の所管は大学院心理学研究科とする。